

平成29年6月議会

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告します。

議案番号	件名	審査結果
第61号議案	平成29年度長崎市一般会計補正予算（第1号） 第1条 第1項 歳入歳出予算の総額 第2項中 歳入 全部 歳出 第2款 総務費 第1項中 第1目 第6目 第10款 教育費 第7項 第12款 公債費 第2条 債務負担行為の補正 第2款 総務費 第3条 地方債の補正	原案可決
第63号議案	長崎市職員退職手当条例の一部を改正する条例	原案可決
第64号議案	長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例の一部を改正する条例	原案可決
第66号議案	長崎市ふれあいセンター条例及び長崎市公民館条例の一部を改正する条例	原案可決
第68号議案	公の施設の指定管理者の指定について （長崎市土井首地区ふれあいセンター）	原案可決
第69号議案	公の施設の指定管理者の指定について （長崎市木鉢地区ふれあいセンター）	原案可決

第70号議案	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市晴海台地区ふれあいセンター)	原案可決
第73号議案	財産の取得について(消防ポンプ車)	原案可決
第74号議案	財産の取得について (救助工作車及び救助資機材)	原案可決
第78号議案	平成29年度長崎市一般会計補正予算(第2号) 第1条 第1項 歳入歳出予算の総額 第2項中 歳入 全部 第2条 地方債の補正	原案可決

総務委員会(補正予算第1号・2号)

第61号議案「平成29年度長崎市一般会計補正予算第1号」ほか1件につきまして、総務委員会所管部分における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

初めに、第61号議案「平成29年度長崎市一般会計補正予算第1号」について、特に、質疑・意見が集中した点をご報告申し上げます。

歳出については、総務費において、地区公民館のふれあいセンター化に伴う小ヶ倉地区及び深堀地区ふれあいセンターの開所と、ダイヤモンド・小ヶ倉ふれあいセンターの名称変更に伴う必要経費を増額するためのふれあいセンター運営費及び土井首地区ふれあいセンター、木鉢地区ふれあいセンター及び晴海台地区ふれあいセンターの指定管理に係る債務負担行為が計上されました。

委員会におきましては、

- ・木鉢地区ふれあいセンターにおける使用料がほかの地区よりも少ない理由につ

いてただすなど、内容を検討しました。

次に、同じく総務費において、今後の公債費の償還等に備えるため、元船町の土地売払収入について減債基金に積み立てることから増額するための減債基金が計上されました。

委員会におきましては、

- ・土地の売り払いにあたり、地元住民への説明の有無についてただすなど、内容を検討しました。

また、歳入につきましても種々内容を検討しました。

さらに、総括的な問題として、

- ・景観まちづくり刷新事業について、対象区域の選定理由、
- ・保育士の処遇改善に係る今後の国の方針についてただすなど、検討を加えました。

以上、審査経過の概要を報告しましたが、その結果、

- ・ふれあいセンター化によってどれだけの変化があり、地域コミュニティの向上につながっていくか、地元住民が理解を深めるためにも、サポートを行ってほしい、
- ・元船町の市有地については、当該地が今、大きく変化している場所であり、これからのまちづくりを含めて、地元の理解を深めるような市有地の売り払いの進め方をしてほしいとの要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

次に、第78号議案「平成29年度長崎市一般会計補正予算第2号」については、内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

以上で、総務委員会における補正予算の審査報告とします。

総 務 委 員 会（条例等）

第63号議案ほか8件につきまして、総務委員会における審査及び調査の経過並びに結果についてご報告いたします。

はじめに、第66号議案「長崎市ふれあいセンター条例及び長崎市公民館条例の一部を改正する条例」について報告いたします。

今回の改正は、長崎市小ヶ倉地区公民館及び長崎市深堀地区公民館を市民がより使いやすく、集いやすい地域コミュニティの拠点施設とするため、当該各公民館を廃止し、長崎市小ヶ倉地区ふれあいセンター及び長崎市深堀地区ふれあいセンターを設置したいのと、長崎市ダイヤモンド・小ヶ倉ふれあいセンターの名称を変更しようとするものです。

委員会においては、

- ・ 今後のふれあいセンター化の方向性
- ・ 地域住民からの要望に応じて地区公民館の改修を行う考えの有無についてたすなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

次に、第74号議案「財産の取得について」報告いたします。

本件は、消防力の維持を図るため、老朽化した救助工作車及び救助資機材を代替更新しようとするものです。

委員会におきましては、

- ・ 入札参加資格要件を準市内から市内業者に変更した理由、
- ・ 不具合等が発生した際、メーカーでの対応に要する期間についてたすなど、

内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

次に、第63号議案「長崎市職員退職手当条例の一部を改正する条例」、第64号議案「長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例の一部を改正する条例」、第68号議案、第69号議案及び第70号議案の「公の施設の指定管理者の指定について」、及び第73号議案「財産の取得について」の以上6件につきましては、内容検討の結果、いずれも異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

最後に、「新市庁舎建設事業について」及び「新市庁舎建設に係る周辺道路の交通対策について」、建設水道委員会と連合審査会を開催し、所管事務調査を行いましたのでご報告いたします。

委員会におきましては、

- ・交通解析などの周辺道路の交通対策の検討について、基本設計を進める前に実施しなかったことへの見解、

- ・事業費が当初の計画より50億円程度増加しており、今後さらに増加する可能性の有無、

- ・公用車の駐車場整備の考え方についてたすなど、種々内容を調査するとともに、人口減少に伴い職員数も減少していくため、経費を節減し、市民に親しまれるような新市庁舎を計画してほしい

- ・今後、交通シミュレーションを行うにあたっては、新市庁舎周辺だけでなく、適切な範囲の中で進めてほしいとの意見要望が出されました。

以上で、審査報告及び所管事務調査に係る調査報告とします。